

平成22年度税制改正に伴う富里市国民健康保険税条例の一部改正の概要

1 特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例

- 非自発的失業者（例：倒産・解雇・雇い止め）に対する保険税の軽減。

国保税は前年所得で算定されているため、収入がなくなる失業者の負担が重くなる問題が指摘されていた。

平成22年度より、前年の給与所得を100分の30とみなして算定することにより、軽減を図るもの。

《軽減の期間》

◎平成22年3月31日以降に離職された方は、離職の翌日から翌年度末までの期間

◎制度が始まる一年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は、平成22年度に限り保険税が軽減されます。

2 旧被扶養者に係る条例減免の取り扱いの延長

- 会社などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被用者保険の被扶養者であった65歳から74歳までの人が国保に加入された場合について、新たに負担することになる国保税を加入後2年間は減額免除していたものの期間を延長するもの。

なお、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が当分の間（後期高齢者医療制度の廃止までの間）継続されることから、国保においても当分の間継続することとなった。

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第23条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 略</p> <p>(1) 法第703条の5 <u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円</u> を超えない世帯に係る納税義務者 ア～エ 略</p> <p>(2) 法第703条の5 <u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円</u> に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5 <u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第24条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額</p>	<p>第1条～第23条 略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 略</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者 ア～エ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～エ 略</p>

改正後	改正前
<p>に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。」とする。</p> <p>第25条 略 （特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第25条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。</p>	<p>第25条 略</p>
<p>第26条 略 （国民健康保険税の減免）</p> <p>第27条 市長は、次の各号のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかか該当す</p>	<p>第26条 略 （国民健康保険税の減免）</p> <p>第27条 市長は、災害等により生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者のうち、必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。</p>

改正後

改正前

る者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者  
(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特別被保険者を除く。  
(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者  
(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員  
(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者  
(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特別被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるとするまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特別被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特別被保険者手帳を返納した者を除く。

2 略

3 削る

2 略

3 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

(1) 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。）の被扶養者であつた者

ア 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特別被保険者を除く。

イ 船員保険法の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学

## 校教職員共済制度の加入者

才 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

## 4 略

## 第28条 略

## 附 則

## 1～14 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額に合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約実施特例法 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

## 3 略

## 第28条 略

## 附 則

## 1～14 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額に合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

改正後

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合は、第3条第1項中「及び山林所得金額及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第15項及び附則第16項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正前

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合は、第3条第1項中「及び山林所得金額及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用配当等の額」とする。

平成21年度 予算区分：合算 科目別執行状況 (歳入)  
【 一 覧 】

基準日：起案日 平成21年 4月 1日 から 平成22年 5月31日

作成日：平成22年 5月14日

所属	02020000 健康福祉部国保年金課	科目名称	当初予算 (千円)	補正予算 (千円)	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算残額	収入/ 予算	収入/ 調定
会計	03 国民健康保険特別会計	項目									
款											
03	国民健康保険特別会計		5,034,422	-27,947	5,006,475,000	6,841,424,503	4,888,202,077	1,953,222,426	118,272,923	97.6	71.5
03-01	国民健康保険税		1,709,079	0	1,709,079,000	3,491,534,711	1,538,312,285	1,953,222,426	170,766,715	90.0	44.1
03-02	使用料及び手数料		10	-10	0	0	0	0	0	0.0	未調
03-03	国庫支出金		1,364,164	-42,395	1,321,769,000	1,377,466,438	1,377,466,438	0	-65,697,498	104.2	100.0
03-04	療養給付費等交付金		224,574	-18,004	206,570,000	202,348,000	202,348,000	0	4,222,000	98.0	100.0
03-05	前期高齢者交付金		422,994	-873	422,121,000	422,121,351	422,121,351	0	-351	100.0	100.0
03-06	県支出金		250,200	2,593	252,793,000	252,527,586	252,527,586	0	265,414	99.9	100.0
03-07	共同事業交付金		641,001	-102,730	538,271,000	534,786,956	534,786,956	0	3,484,044	99.4	100.0
03-08	財産収入		1	589	590,000	591,258	591,258	0	-1,258	100.2	100.0
03-09	繰入金		369,294	150,420	519,674,000	519,673,379	519,673,379	0	621	100.0	100.0
03-10	繰越金		50,001	-25,901	24,100,000	24,099,990	24,099,990	0	10	100.0	100.0
03-11	雑収入		3,144	8,364	11,508,000	16,274,834	16,274,834	0	-4,766,834	141.4	100.0



平成21年度 予算区分：合算

科目別執行状況 (歳出)

【一覽】

基準日：起案日 平成21年 4月 1日 から 平成22年 5月31日

作成日：平成22年 5月14日

所屬	02020000 健康福祉部国保年金課											
会計	03 国民健康保険特別会計											
款	目											
項	項											
	科目名称	当初予算 (千円)	補正予算 (千円)	流用充用額	予算現額	負担行為額	支出済額	予算(行為)残額	負担/ 予算	支出/ 予算		
	03 国民健康保険特別会計	5,034,422	-27,947	0	5,006,475,000	4,841,961,264	4,841,961,264	164,513,736	96.7	96.7		
	03-01 総務費	48,314	-4,711	0	43,603,000	41,471,239	41,471,239	2,131,761	95.1	95.1		
	03-02 保険給付費	3,175,063	-53,565	3,000	3,121,501,000	3,050,669,062	3,050,669,062	70,831,938	97.7	97.7		
	03-03 後期高齢者支援金等	764,445	1,272	0	765,717,000	765,715,684	765,715,684	1,316	100.0	100.0		
	03-04 前期高齢者納付金等	2,443	-265	0	2,178,000	2,177,231	2,177,231	769	100.0	100.0		
	03-05 老人保健拠出金	26,640	-944	0	25,696,000	25,694,732	25,694,732	1,268	100.0	100.0		
	03-06 介護納付金	321,305	-1,039	0	320,266,000	320,265,657	320,265,657	343	100.0	100.0		
	03-07 共同事業拠出金	640,277	0	0	640,277,000	571,015,195	571,015,195	69,261,805	89.2	89.2		
	03-08 保健事業費	29,436	-3,610	0	25,826,000	25,350,726	25,350,726	475,274	98.2	98.2		
	03-09 基金積立金	1	0	0	1,000	0	0	1,000	—	—		
	03-10 公債費	494	0	0	494,000	0	0	494,000	—	—		
	03-11 諸文出金	6,004	34,915	1,500,000	42,419,000	39,601,738	39,601,738	2,817,262	93.4	93.4		
	03-12 予備費	20,000	0	-1,503,000	18,497,000	0	0	18,497,000	—	—		



平成21年度 国民健康保険税徴収状況調

平成22年4月末現在

科目	予算額 (千円)	調定額			収入済額			不納欠損額 (C)	差引 未納税額 A-B-C	徴収率 B/A	前年同期 徴収率 %	対前年比 徴収率 %
		前月末	本月中	累計(A)	前月末	本月中	累計(B)					
1 一般徴収												
(1) 医療給付費分												
現年課税分	1,584,695	3,312,786,912	△ 1,881,650	3,310,905,252	1,386,277,618	21,762,684	1,408,040,302	155,548,084	1,747,316,876	42.53	44.62	△ 2.09
普通徴収	1,195,690	2,684,281,889	△ 1,475,933	2,682,805,956	1,053,255,027	16,011,196	1,069,266,223	141,716,055	1,471,823,678	39.86	41.23	△ 1.37
特別徴収	1,012,260	1,218,129,718	△ 1,475,933	1,216,653,785	906,160,555	16,011,196	922,171,751	0	294,482,034	75.80	77.89	△ 2.09
滞納繰越分	946,500	1,156,903,598	0	1,155,427,665	844,825,584	△ 16,069,410	860,894,974	0	294,532,691	74.51	77.89	△ 3.38
(2) 介護納付金	65,760	61,226,120	0	61,226,120	61,334,991	△ 58,214	61,276,777	0	△ 50,657	100.08	0.00	100.08
現年課税分	183,430	1,466,152,171	△ 111,900	1,466,152,171	147,094,472	0	147,094,472	141,716,055	1,177,341,644	10.03	10.86	△ 0.83
普通徴収	137,780	294,474,891	△ 111,900	294,362,991	115,203,450	1,899,029	117,101,479	13,107,982	164,153,530	39.78	43.23	△ 3.45
特別徴収	119,190	141,128,169	△ 111,900	141,016,269	100,090,447	1,899,029	101,988,476	0	39,027,793	72.32	75.34	△ 3.02
(3) 後期高齢者支援金	119,128	141,19,808	△ 111,900	141,007,908	100,082,086	1,899,029	101,980,115	0	39,027,793	72.32	75.34	△ 3.02
普通徴収	82	8,361	0	8,361	8,361	0	8,361	0	0	100.00	0.00	100.00
特別徴収	18,590	153,346,722	0	153,346,722	15,113,003	0	15,113,003	13,107,982	125,125,737	9.86	10.47	△ 0.61
滞納繰越分	251,225	334,030,132	△ 293,817	333,736,315	217,819,141	3,853,459	221,672,600	724,047	111,339,668	66.42	78.94	△ 12.52
現年課税分	230,882	278,638,016	△ 293,817	278,344,199	209,095,699	3,853,459	212,949,158	0	65,395,041	76.51	78.94	△ 2.43
普通徴収	217,110	265,755,326	0	265,461,509	196,211,880	3,854,145	200,066,025	0	65,395,484	75.37	78.94	△ 3.57
特別徴収	13,772	12,882,690	0	12,882,690	12,883,819	△ 686	12,883,133	0	△ 443	100.00	0.00	100.00
滞納繰越分	20,343	55,392,116	0	55,392,116	8,723,442	0	8,723,442	724,047	45,944,627	15.75	0.00	15.75
(1) 医療給付費分	124,384	180,651,399	△ 21,950	180,629,449	124,978,167	2,016,416	126,994,583	2,021,587	51,613,279	70.31	72.20	△ 1.89
普通徴収	86,697	131,654,659	△ 16,567	131,638,092	86,198,124	1,407,349	87,605,473	1,705,484	42,327,135	66.55	67.72	△ 1.17
特別徴収	79,497	88,262,472	△ 16,567	88,245,905	78,487,248	1,407,349	79,894,597	0	8,351,308	90.54	92.34	△ 1.80
滞納繰越分	79,487	88,017,960	△ 16,567	88,001,393	78,242,736	1,407,349	79,650,085	0	8,351,308	90.51	92.34	△ 1.83
(2) 介護納付金	10	244,512	0	244,512	244,512	0	244,512	0	0	100.00	0.00	100.00
普通徴収	7,200	43,392,187	0	43,392,187	7,710,876	0	7,710,876	1,705,484	33,975,827	17.77	19.01	△ 1.24
特別徴収	18,779	26,897,869	△ 1,000	26,896,869	19,944,936	339,293	20,284,229	286,925	6,325,715	75.41	78.87	△ 3.46
滞納繰越分	17,899	21,317,170	△ 1,000	21,316,170	19,024,086	339,293	19,363,379	0	1,952,791	90.84	92.76	△ 1.92
(3) 後期高齢者支援金	17,899	21,317,170	△ 1,000	21,316,170	19,024,086	339,293	19,363,379	0	1,952,791	90.84	92.76	△ 1.92
普通徴収	880	5,580,699	0	5,580,699	920,850	0	920,850	286,925	4,372,924	16.50	21.56	△ 5.06
特別徴収	18,908	22,098,871	△ 4,383	22,094,488	18,835,107	269,774	19,104,881	29,178	2,960,429	86.47	92.81	△ 6.34
滞納繰越分	18,471	20,517,555	△ 4,383	20,513,172	18,361,965	269,774	18,631,739	0	1,881,433	90.83	92.81	△ 1.98
現年課税分	18,469	20,462,338	△ 4,383	20,457,955	18,306,748	269,774	18,576,522	0	1,881,433	90.80	92.81	△ 2.01
普通徴収	2	55,217	0	55,217	55,217	0	55,217	0	0	100.00	0.00	100.00
特別徴収	437	1,581,316	0	1,581,316	473,142	0	473,142	29,178	1,078,996	29.92	0.00	29.92
滞納繰越分	1,478,199	1,767,993,100	△ 1,903,600	1,766,089,500	1,331,220,000	23,779,100	1,354,999,100	0	411,090,400	76.72	78.94	△ 2.22
現年課税分合計	230,880	1,725,445,211	0	1,725,445,211	180,035,785	0	180,035,785	157,569,671	1,387,839,755	10.43	11.08	△ 0.65
滞納繰越分合計	1,709,079	3,493,438,311	△ 1,903,600	3,491,534,711	1,511,255,785	23,779,100	1,535,034,885	157,569,671	1,798,930,155	43.96	46.10	△ 2.14

滞納繰越分収入済額に還付未済額が含まれています。  
一般医療 220,973円 一般介護 12,845円 一般支援 4,782円

(2) 高齢受給者証と被保険者証の兼用について

# 見 積 書

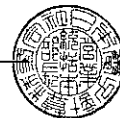
(見積書No. 211006401)

富里市長  
相川 堅治 様



取締役副社長兼副社長執行役員  
営業統括本部長

**佐々木 敏**



平成      年      月      日  
(有効期間      カ月)

下記の通りお見積申し上げます。

見積金額	4,700,000円
消費税及び 地方消費税額	235,000円
合計見積金額	4,935,000円

〒135-8388 東京都江東区東陽2-4-24

- 金融営業部 Tel.03-5690-2874  
 公共営業部 Tel.03-5690-3221  
 産業営業部 Tel.03-5690-3231
- 大阪支店 〒532-0011 大阪市淀川区西中島2-12-11 Tel.06-6307-5444  
 名古屋支店 〒464-8643 名古屋市千種区大久手町7-26-1 Tel.052-735-6231  
 福岡支店 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2 Tel.092-741-1582  
 (福岡証券ビルディング)

件名: 国保被保険者証と高齢受給者証の兼用対応

見積内訳

品 名	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)
国保被保険者証と高齢受給者証の 兼用対応	1式	4,700,000	4,700,000

引渡期日	貴ご指定期日	支払条件 そ の 他	現金振込	営業担当者
引渡場所	貴ご指定場所			

件名 国保被保険者証と高齢受給者証の兼用対応

	内訳明細	数量	単位	単価	金額
1.	高齢証一体型保険証個人カード一括作成処理用 プログラム構築  ・即時一括処理用プログラム  ・保険証（一般・退職）プログラム  ・交付簿プログラム	45.50	人日	50,000	2,275,000
2.	一体型保険証発行機能プログラム構築  ・保険証カード発行画面	20.50	人日	50,000	1,025,000
3.	一体型短期証発行機能プログラム構築  ・短期保険証カード発行画面	10.50	人日	50,000	525,000
4.	一体型短期（特）証発行機能プログラム構築  ・短期（特）保険証カード発行画面	10.50	人日	50,000	525,000
5.	一体型資格証発行機能プログラム構築  ・資格証発行画面	14.00	人日	50,000	700,000
6.	テスト・リリース作業	2.00	人日	50,000	100,000
7.	出精値引き		1 式	-450,000	-450,000
	**** 合 計 ****				4,700,000

- (3) その他  
傍聴要領（案）について

### 傍聴要領(案)

## 富里市国民健康保険運営協議会

### 1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

- 2 定員 10名(ただし、会場の都合により人数を制限する場合があります。)

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。